

腎臓機能障害者（人工透析患者）に対する移動の助成等について

1 本市の身体障害者数について

表 1 本市の身体障害者数及び腎臓機能障害 1 級の障害者数 (各年度末現在)

年度	身体障害者	腎臓機能障害 1 級	
			内、65 歳以上
平成 24 年度	34,762 人	2,891 人	1,630 人
平成 25 年度	35,685 人	2,956 人	1,711 人
平成 26 年度	36,300 人	3,079 人	1,841 人

2 障害者の移動手段確保対策事業の概要

(1) バス乗車券交付事業

表 2 バス乗車券交付事業の制度の見直しの経過

実施時期	対象者	介助者の範囲	交付内容
平成 24 年 9 月まで	身体障害者手帳 1～6 級 療育手帳 A1～B2 (知能指数 75 以下) 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級	12 歳未満のすべての障害者 第 1 種身体障害者手帳所持者 療育手帳 A1・A2 (知能指数 35 以下) または 18 歳未満の B1 (知能指数 36 以上 50 以下) 精神障害者保健福祉手帳 1 級	市バス特別乗車証 民営バス定期券 または回数券 ※いずれか一方の選 択制
平成 24 年 10 月から			
平成 25 年 4 月から (現行)	身体障害者手帳 1～4 級 療育手帳 A1～B1 (知能指数 50 以下) 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級 ※身体障害者手帳 5・6 級およ び療育手帳 B2(知能指数 51 以上 75 以下)は社会福祉施 設に通所している者	身体障害者手帳 12 歳未満かつ 1 級～4 級 療育手帳 12 歳未満かつ A1～B1 (知能指数 50 以下) 精神障害者保健福祉手帳 12 歳未満かつ 1 級～3 級	川崎市ふれあい フリーパス (市営・民営共通の フリーパス)

(2) 福祉キャブ（リフト付き自動車）運行事業

表3 福祉キャブ（リフト付き自動車）運行事業の制度の見直しの経過

実施時期	対象者	サービス内容	運行台数
平成24年度 まで	身体障害者のうち、 外出時に車いすが必要な方 移動にストレッチャーが必要な 方	利用回数 1回4時間以内、 月4回程度 利用地域 市内及び近隣地域	6台
平成25年度 から（現行）	内部障害者で外出時に介助が必要 な方 その他、実施主体が特に認めた者	利用料金 1時間以内400円、 以後1時間ごとに 400円	7台

(3) 重度障害者福祉タクシー利用券交付事業

① 平成24年度及び平成25年度の見直し内容

表4 重度障害者福祉タクシー利用券交付事業の制度の見直しの経過

実施時期	対象者	交付内容
平成24年 9月まで	身体障害者手帳 1～2級（※1） 療育手帳 A1～A2 （知能指数35以下） 身体障害者手帳3級（※1） かつ療育手帳B1 （知能指数36以上50以下）	交付枚数 1か月あたり6枚（週3回以上人工透析で通院 している腎臓機能障害の方は10枚） 助成額 1枚あたり660円 （福祉有償運送は500円） 利用枚数 1回の乗車につき1枚
平成24年 10月から	身体障害者手帳 1～2級（※1）	
平成25年 4月から （現行）	療育手帳 A1～A2 （知能指数35以下） 身体障害者手帳3級（※1） かつ療育手帳B1 （知能指数36以上50以下） 精神障害者保健福祉手帳 1級	交付枚数 1か月あたり7枚（週3回以上人工透析で通院 している腎臓機能障害の方は14枚）※2 助成額 1枚あたり500円 利用枚数 1回の乗車につき複数枚利用可

※1 下肢・体幹・視覚および内部障害に限る

※2 交付枚数の根拠となる計算方法について

$$\text{年間日数 } 365 \text{ 日} \div \text{週の日数 } 7 \text{ 日} \times \text{3回の通院} \div \text{12か月} = 13.03 \text{ (枚)}$$

② 重度障害者福祉タクシー利用券の交付者数

表5 福祉タクシー券平成26年度の交付者数

対象者	交付者数
ア 身体障害者 身体障害者手帳1・2級の下肢・体幹・視覚・内部障害者	9,085人 (+789)
内部障害のうち、人工透析のために週3回以上通院されている 腎臓機能障害者(再掲)	1,695人 (+128)
イ 知的障害者 療育手帳A1・A2(知能指数35以下)	701人 (+178)
ウ 重複障害者 身体障害者手帳3級の下肢・体幹・視覚・内部障害者かつ 療育手帳B1(知能指数36以上50以下)	9人 (+6)
エ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1級	208人 (+43)
合 計	10,003人 (+1,016)

(カッコ内は前年比増減数)

③事業費の推移(決算額ベース)

表6 過去3年間の事業費の推移

(単位:千円)

年度	決算額	うち、透析患者の 占める金額(※)
平成24年度	225,341千円	60,391千円
平成25年度	279,267千円	84,617千円
平成26年度	315,417千円	92,101千円

※ タクシー券の交付枚数のうち、透析患者の占める割合から推計

他都市における福祉タクシー利用券の交付状況

資料 2

表 1 政令指定都市の状況

	市名	年間助成額（交付枚数）	
		一般の方	人工透析を受けられている方
1	川崎	年間42,000円（500円券84枚）	週3回人工透析のため通院している腎臓機能障害の方は、年間84,000円（500円券168枚）
2	札幌	年間39,000円（500円券78枚）	同左
3	仙台	年間30,000円（500円券60枚）	同左
4	さいたま	年間36枚（1枚の助成額は初乗り運賃相当額）	同左
5	千葉	年間60枚 2,600円以内の時は半額（10円未満切捨） 2,600円を超える時は1,300円	腎臓機能障害で週2回人工透析のため通院している方は、年間200枚 2,600円以内の時は半額（10円未満切捨） 2,600円を超える時は1,300円
6	横浜	年間42,000円（500円券84枚）	週3回人工透析のため通院している腎臓機能障害の方は、年間84,000円（500円券168枚）
7	相模原	年間36,000円（500円券72枚）	同左
8	新潟	年間26,000円（500円券52枚）	同左
9	静岡	年間13,200円（550円券24枚）	同左
10	浜松	年間7,000円（500円券14枚）	同左
11	名古屋	年間71,040円（740円券96枚）	週3回人工透析のため通院している腎臓機能障害の方は、年間88,800円（740円券を120枚）
12	京都	年間24,000円（500円券48枚）	同左
13	大阪	年間48,000円（500円券96枚）	同左
14	堺	年間24枚（1枚の助成額は初乗り運賃の9割を助成）	同左
15	神戸	年間36,000円（500円券を72枚）	同左
16	岡山	年間24,000円（500円券を48枚）	腎臓機能障害で週2回通院している方は、年間48,000円（500円券を96枚）、腎臓機能障害で週3回通院している方は、年間72,000円（500円券を144枚）
17	広島	年間26,000円（500円券を52枚）	腎臓機能障害1級で人工透析のため通院している方は、年間52,000円（500円券を104枚）
18	北九州	年間48回分 （1回の助成額は初乗り運賃相当額）	同左
19	福岡	年間48回分 （1回の助成額は初乗り運賃相当額）	同左
20	熊本	年間18,000円（450円券40枚）	同左

他都市における福祉タクシー利用券の交付状況

表2 神奈川県内各市の状況

No.	市名	年間助成額		金種内訳 (一般の方の場合)	除外要件				
		一般の方	人工透析を 受けられて いる方		所得	施設 入所	入院	自動 車税 減免	
1	川崎	42,000円	84,000円	500円券84枚					
2	横浜	42,000円	84,000円	500円券84枚					
3	相模原	36,000円	同左	500円券72枚			○		
4	横須賀	21,600円	32,400円	600円券36枚			○		
5	鎌倉	24,000円	同左	500円券48枚		○	○		
6	逗子	なし	なし	(この市は福祉タクシー利用券を交付していません)					
7	三浦	18,000円	同左	500円券36枚			○	○	○
8	厚木	28,800円	同左	600円券48枚			○		
9	大和	24,000円	同左	500円券42枚	100円券30枚		○		○
10	海老名	30,000円	同左	500円券60枚			○		○
11	座間	12,000円	同左	500円券12枚	100円券60枚		○		
12	綾瀬	20,000円	同左	500円券30枚	100円券50枚		○		
13	平塚	21,600円	同左	600円券36枚			○		○
14	藤沢	28,800円	43,200円	600円券36枚	300円券24枚		○		
15	茅ヶ崎	基本料金 48回分	基本料金 96回分	基本料金48枚			○		
16	秦野	24,000円	36,000円	500円券48枚			○		△ 半額
17	伊勢原	27,000円	39,000円	500円券48枚	100円券30枚		○		
18	小田原	基本料金 48回分	基本料金 72回分	基本料金48枚			○	○	○
19	南足柄	基本料金 36回分	基本料金 72回分	基本料金36枚		○	○		○

※基本料金＝初乗り運賃相当額

タクシー事業者への利用金額の支払いについて

1 川崎市重度障害者福祉タクシー事業委託の契約内容

川崎市重度障害者福祉タクシー事業委託契約書（抜粋）

川崎市を発注者とし、を受注者として、発注者及び受注者の間において、次の条項により川崎市重度障害者福祉タクシー事業（以下「福祉タクシー事業」という。）にかかる契約を締結する。

<中略>

（請求金額）

第4条 受注者が発注者に請求することができる金額（消費税及び地方消費税額含む。）は、次のとおりとする。

- (1) タクシー乗車料金のうち利用券1枚につき助成の上限額 500円まで。ただし、助成の上限額に満たない利用の請求金額については、実際の利用金額とする。

<後略>

2 初乗り運賃の場合の支払金額と支払方法について

- (1) 川崎市内でタクシーを初乗り運賃で利用した場合

初乗り運賃 2kmまで730円

（平成26年2月28日 関東運輸局公示 京浜交通圏 普通車 公定幅上限運賃）

身体障害者手帳による割引（割引率1割 割引後運賃10円未満切り捨て）

$$730円 \times 0.9 = 657円 \rightarrow 650円$$

- (2) 運賃の支払い

ア タクシー券1枚利用（500円） + 実費（現金150円）

→市からタクシー会社への支払金額 500円

イ タクシー券2枚利用（1,000円）

→市からタクシー会社への支払金額 650円